

○大雪消防組合職員の育児休業等に関する条例

〔平成4年9月7日〕
〔条例第6号〕

改正 平成7年7月11日条例第1号 平成13年3月30日条例第3号
平成14年4月1日条例第2号 平成14年12月27日条例第6号
平成18年12月27日条例第14号 平成19年12月27日条例第4号
平成21年3月30日条例第2号 平成22年6月25日条例第3号
平成26年4月1日条例第9号 令和7年12月22日条例第8号

（目的）

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第3項まで及び第5項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

（育児休業等）

第2条 職員の育児休業等については、美瑛町職員の例による。

2 前項の場合において、職員の給与に関しては、消防本部又は消防署の所在町職員の例による。ただし、管理者が必要と認める場合は、この限りでない。

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、管理者が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

（当麻町、比布町及び愛別町の大雪消防組合加入による経過措置）

2 上川中部消防組合職員から引き続いて大雪消防組合職員となったものについては、平成26年3月31日までに、上川中部消防組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年上川中部消防組合条例第1号）の規定によりなされた承認その他行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなし、育児休業及び部分休業の期間は通算する。

附 則（平成7年7月11日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則（平成13年3月30日条例第3号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年4月1日条例第2号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年12月27日条例第6号）

（施行期日）

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

第4編 人事（大雪消防組合職員の育児休業等に関する条例）

2 平成15年6月1日に育児休業をしている職員の同日に係る期末手当に関する改正後の大雪消防組合職員の育児休業等に関する条例の運用については、この規定中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」とする。

附 則（平成18年12月27日条例第14号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月27日条例第4号）

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の大雪消防組合職員の育児休業等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第8条の規定は、平成19年8月1日以後に職務に復帰した場合における号給の調整について適用し、育児休業をした職員が同日前に職務に復帰した場合における号給の調整については、なお従前の例による。

2 平成19年8月1日に現に育児休業をしている職員が同日以後に復帰した場合における改正後の条例第8条の規定の適用については、同条中「100分の100以下」とあるのは、「100分の100以下（当該期間のうち平成19年8月1日前の期間については、2分の1）」とする。

（大雪消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第3条 大雪消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成8年大雪消防組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「前2項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条に第4項として次の1項を加える。

4 育児休業法第18条第1項の規定により採用された短時間勤務職員の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり32時間までの範囲内で、任命権者が定める。

第2条第2項中「法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」に改め、同項を第3項とし、同条に第2項として次の1項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。

第3条第1項ただし書中「任命権者は、再任用短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日」を「任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務

第4編 人事（大雪消防組合職員の育児休業等に関する条例）

務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日」に改め、同条第2項ただし書中「ただし、再任用短時間勤務職員」を「ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員」に改める。

第4条第2項本文中「8日（再任用短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日」を「8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日」に改め、同項ただし書中「職務の特殊性」の次に「（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）」を加え、「再任用短時間勤務職員にあつては」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員にあつては」に改め、「1日以上の割合で週休日」の次に「（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）」を加える。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則の定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

第8条第2項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則の定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則(平成21年3月30日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の大雪消防組合職員の育児休業等に関する条例第11条に規定する育児短時間勤務をしている職員に係る当該育児短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務を含む。）の承認は、施行日の前日を限り、その効力を失うものとし、施行日に、施行日から当該育児短時間勤務の期間の末日までの間において改正後の大雪消防組合職員の育児休業等に関する条例第11条に規定する育児短時間勤務をすることの承認があったものとみなす。

附 則(平成22年6月25日条例第3号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成22年6月30日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日前に改正前の大雪消防組合職員の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第10条第5号の規定により職員が申し出た計画は、同日以後は、改正後の大雪消防組合職員の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第10条第5号の規定により職

第4編 人事（大雪消防組合職員の育児休業等に関する条例）

員が申し出た計画とみなす。

附 則（平成26年4月1日条例第9号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和7年12月22日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。